

令和８年度カシマサッカースタジアム周辺地区整備基本計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和８年度カシマサッカースタジアム周辺地区整備基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この実施要領によるものとする。

1 業務概要

(1) 件名

令和８年度カシマサッカースタジアム周辺地区整備基本計画策定支援業務

(2) 目的

茨城県立カシマサッカースタジアムの建替えに向け、茨城県が主導する「新カシマサッカースタジアム（以下「新スタジアム」という。）基本計画」の策定が進められている。

本市においては、新スタジアム整備関連事業の動きと連動し、新スタジアムを核とした周辺開発を具体的かつ実行力のある整備計画として取りまとめる必要がある。

本業務では、カシマサッカースタジアム周辺地区の将来ビジョン（案）を策定するとともに、都市計画変更等や国庫補助金の獲得を見据えたインフラ整備等の基本計画（案）を策定し、民間活力の導入可能性や経済波及効果の検証を通じて、事業の実現性と担保性を確保することを目的とする。

なお、本業務は茨城県が実施する「新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務」及び株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーによる関連検討と密接に連携し、スピード感を持って推進するものとする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和９年１０月２９日まで

(5) 見積限度額

４５，８２６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和８年度限度額：２２，９１３，０００円）

（令和９年度限度額：２２，９１３，０００円）

※この額を越えた提案は無効とする。

※これは、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 鹿嶋市での競争入札参加資格を有していること。ただし、入札参加資格を有していない場合、次に掲げる事項の書類を提出して、本プロポーザルに参加することができる。なお、ア、イ、ウ及びオは写しに替えることができるが、申込より3ヶ月以内に発行されたものに限る。また、エは申込直前の決算日から遡って2期（2年間）分とする。
- ア. 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- イ. 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ウ. 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- エ. 財務諸表（法人及び個人）
- オ. 直近年度の国税、都道府県民税及び市町村民税に未納がないことを証明する書類
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込時に、鹿嶋市及び茨城県から指名停止の処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務を円滑に遂行できる体制を構築できることとし、次の要件をいずれも満たしていること。
- ア. 主任（管理）技術者として十分な能力と実務経験を持ち、技術士、RCCM、都市計画コンサルタント又は一級建築士のいずれかの資格保持者を配置できること。
- イ. 同種又は類似業務の受託実績を有すること。
- (7) 共同企業体（JV）でないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 実施スケジュール

項 目	日 程
公告・募集要領等のHP掲載	令和8年7月16日（木）

参加申込書・質疑書提出期限	令和8年7月29日（水）正午
参加資格審査結果通知	令和8年7月31日（金）
質疑書に対する回答期限	令和8年8月4日（火）
企画提案書等提出期限	令和8年8月17日（月）正午
審査委員会（書面審査）	令和8年8月24日（月）
審査結果通知・HP公表	令和8年8月26日（水）
契約の締結	令和8年9月1日（火）（予定）

※都合により日程が変更となる場合は、各参加者にその旨を電子メールで通知する。

5 参加申込

（1）提出書類及び提出部数

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の必要書類を作成し提出すること。

- ア．参加申込書（様式第1号） 1部
- イ．参加資格に関する申立書（様式第2号） 1部
- ウ．会社概要書（様式第3号） 1部
- エ．業務実績調書（様式第4号） 1部

（2）提出期限

令和8年7月29日（水）正午

（3）提出先（担当課）

鹿嶋市都市整備部スタジアムエリアみらい整備室

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

TEL：0299-82-2911／FAX：0299-82-4900

（4）提出方法

提出期限までの平日午前9時から午後5時（7月29日は正午）までに持参又は郵送（必着）により提出すること。持参の場合は、事前連絡すること。

（5）参加資格審査結果通知

参加資格審査後、速やかに参加資格審査結果通知書を通知する。

（6）審査結果理由の説明

審査結果の理由について説明を求める場合は、令和8年8月4日（火）正午までに担当課に連絡すること。ただし、説明方法は、本旨説明を電子メールにて送信するのみとする。

（7）参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）をスタジアムエリアみらい整備室へ持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、事前連絡すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

6 質疑・回答

（1）提出書類

本プロポーザルに係る質疑がある場合は、質疑書（様式第5号）を提出すること。質疑書以

外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年7月29日（水）正午

(3) 提出先（担当課）

鹿嶋市都市整備部スタジアムエリアみらい整備室

E-mail: stadium1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、件名は「【質疑】カシマサッカースタジアム周辺地区整備基本計画策定支援業務」とすること。

(5) 質疑書に対する回答

回答は、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して随時、電子メールにて令和8年8月4日（火）までに回答する。

7 企画提案

(1) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次に掲げる企画提案書等を作成し提出すること。なお、提案は1事業者1案とする。

ア. 企画提案提出書（様式第6号） 1部

イ. 企画提案書（任意様式） 7部

ウ. 参考見積書（任意様式） 1部

仕様書及び提案内容に沿って積算した経費別内訳を明記すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 企画提案書の作成要領

下表に掲げる項目及び内容を（タイトルとして順序を変えず）必ず記載すること。また、以下のア～キに掲げる事項に留意すること。

<企画提案書作成内容>

項番	項 目	内 容（記載要求）
I	会社概要・業務実績	
I－（1）	会社概要	・会社概要書（様式第3号）に記載しきれなかった内容や経営体制についても記載すること。
I－（2）	同種又は類似業務の実績と成果	・同種又は類似業務の受託実績とその業務成果について記載すること。なお、可能な範囲で契約書の写し等を添付すること。 ・記載項目として、業務名、発注者、契約期間、規模（金額・業務対象面積等）、業務内容、業務成果（特に工夫した点等）を記載すること。
II	業務実施体制	
II－（1）	業務実施体制	・業務実施体制について、体制図（体系図）等により

		役割分担及び実施体制を示すこと。 ・他の事業者との連携（再委託等）が必要な場合、どのように連携し業務に貢献するか記載すること。
Ⅱ－（２）	従事者の実務経験等	・従事予定の主任（管理）技術者について、本要領３参加資格要件（６）アに示す、十分な能力と実務経験について記載すること。また、必要な資格証等の写しを添付すること。 ・その他の従事予定担当者について、必要に応じて記載すること。
Ⅲ	業務への理解・提案	
Ⅲ－（１）	業務内容	・業務の目的を踏まえたうえで、仕様書に記載された業務内容を実施するための手法等について具体的に提案すること。 ・全ての業務項目について記載すること。 ・仕様書第１３条に掲げる関連業務との連携方法について提案すること。
Ⅲ－（２）	追加提案	・同種又は類似業務の実績や独自のノウハウを活かし、創意工夫する点や業務の目的達成のために仕様書に追加する内容を提案すること。
Ⅲ－（３）	業務要望・特記事項	・本市への要望、その他特記事項があれば記載すること。
Ⅳ	業務の進捗管理	
Ⅳ－（１）	業務スケジュール	・契約締結後の業務スケジュールを提案すること。 ・仕様書に記載された各業務項目が分かるように記載すること。
Ⅳ－（２）	進捗管理体制	・打合せや協議の時期・頻度、進捗管理の報告等について提案すること。
Ⅴ	費用の妥当性	
Ⅴ－（１）	見積書（事業費の算出）	・見積金額（内訳について可能な限り詳細に積算根拠を提示）及び有効期限を記載した見積書を提出すること。 ・令和８年度内及び令和９年度内各々で実施予定の合計金額が分かるように記載すること。

ア. 提案者の法人（個人事業）名が判明するような記載はしないこと。

イ. 提案にあたり、提案者の考えが分かるように、各項目の記載を工夫すること。

ウ. 仕様書記載の各業務を達成するための効果的な提案を行うとともに、その根拠となる実績や強み・独自性などを記載すること。

エ. 提案は、文書、イメージ図・イラスト等を活用し、簡潔に記載すること。

オ. 文字は注記等を除き原則として10.5ポイント以上の大きさとする。

カ. 各ページには、ページ番号を表示すること

キ. 用紙の大きさは原則A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とする。

※ただし、内容により一部A4版横又はA3版（綴じる際はA4版の大きさに折り込むこと）も可。

(3) 受付期間

令和8年8月5日（水） ～ 令和8年8月17日（月）正午

(4) 提出先（担当課）

鹿嶋市都市整備部スタジアムエリアみらい整備室

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

TEL：0299-82-2911／FAX：0299-82-4900

(5) 提出方法

受付期間の平日午前9時から午後5時（8月17日は正午）までに持参又は郵送（必着・送付記録が残るもの）により提出すること。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

市により設置された審査委員会が企画提案書等を審査し、その結果に基づいて受託候補者1事業者を選定する。なお、プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査基準

審査委員会では、本要領7企画提案（2）に掲げる表中の項目を基に総合的に評価し、審査するものとする。

9 審査結果

(1) 通知

受託候補者の選定後、速やかにプロポーザル審査結果通知書を通知する。

(2) 公表

参加者数、候補者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、審査結果等は、令和8年8月26日（水）本市ホームページ上に公表する。

(3) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、令和8年8月31日（月）までに担当課に連絡すること。ただし、説明方法は、本旨説明を電子メールにて送信するのみとする。

10 契約手続き

(1) 契約書の締結

企画提案書等の提案内容に基づき選考するが、提案内容をそのまま採用するとは限らない。

選定後、受託候補者と仕様書について協議の上、受託候補者から徴した見積書の額が、鹿嶋市財務規則（昭和60年規則第6号。以下「財務規則」という。）第128条の規定に基づき

作成された予定価格の範囲内であることを確認し、財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を締結する。

(2) 契約保証金

財務規則第145条第1項第7号により免除する。

(3) 委託金の支払

本業務にかかる委託金は、各会計年度における委託業務完了検査合格後、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込むものとする。

11 留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア. 参加申込書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がされない場合

イ. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ. 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

オ. 選定終了までの間に、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合

カ. 契約締結までの間に、本プロポーザルへの参加資格を欠くこととなった場合

(2) その他

ア. 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ. 企画提案書等の作成及び提出等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ. 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

エ. 採択された企画提案書の著作権は鹿嶋市が承継するものとする。

オ. 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

カ. 提出された書類は鹿嶋市情報公開条例（平成15年条例第6号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

キ. 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

ケ. 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

コ. 受託者は、業務の一部を再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

サ. 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

シ. 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）や財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

鹿嶋市都市整備部スタジアムエリアみらい整備室 担当：大崎・大川

〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL：0299-82-2911／FAX：0299-82-4900

E-mail：stadium1@city.ibaraki-kashima.lg.jp